

八街市交通安全対策会議運営規則

○八街市交通安全対策会議運営規則

平成22年3月24日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、八街市交通安全条例(平成22年条例第6号。以下「条例」という。)第5条の規定により設置する八街市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第3条 条例第5条第5項第1号に規定する委員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 千葉県印旛地域振興事務所長又はその指名する職員
- (2) 千葉県印旛土木事務所長又はその指名する職員
- (3) 千葉県佐倉警察署長又はその指名する職員
- (4) 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長又はその指名する職員

2 条例第5条第5項第2号に規定する委員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 八街市行政組織条例(平成4年条例第51号)第1条に規定する各部の長
- (2) 八街市教育委員会教育長
- (3) その他市長が必要と認める職員
(一部改正〔令和3年規則5号〕)

(特別委員)

第4条 条例第6条に規定する特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 交通安全運動を推進する団体の代表者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 交通に関する事業を営む者
- (4) 市の住民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項の特別委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了するまでとする。

(議事等)

第5条 対策会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、総務部防災課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか対策会議運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。